

## 判 決 骨 子

### 【裁判所】

函館地方裁判所民事部

裁判長裁判官 浅岡千香子 裁判官 布施雄士 裁判官 山田将之

### 【原告】

竹田とし子ほか1163名

### 【被告】

国，電源開発株式会社

### 【主文の要旨】

原告らの請求をいずれも棄却する。

### 【請求の概要】

本件は、被告電源開発が経済産業大臣の設置許可処分に基づき建設に着手した大間原子力発電所について、原告らが、被告電源開発に対し、建設及び運転の差止めを求めるとともに、被告らに対し、本件原発の危険性に対する不安のため甚大な精神的苦痛を受けているなどとして、慰謝料の支払を求めた事案である。

### 【当裁判所の判断の骨子】

《被告電源開発に対する差止請求について》

- 1 原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）は、福島原発事故後になされた被告電源開発の本件設置変更許可申請について現在審査中であるが、これまでの審査における検討はそこごく一部にとどまり、規制委員会の許可がなされる具体的な見通しは全く立っていない状況といえるから、現時点で、本件原発につき重大な事故発生 of 具体的な危険性を直ちに認めることは困難である。加えて、原子力規制委員会設置法の制定及び原子炉等規制法の改正が行われた経緯等に鑑みると、発電用原子炉施設の安全性確保については、高度の科学的・専門技術的知見を有する規制委員会に原子炉に関する規制を一元的に担わせることによって安全確保を期したものであって、規制委員会以外の機関が安全性を審査することは予定していないと解さ

れる。したがって、原発の安全性についての裁判所の審理、判断は、規制委員会がした調査審議及び判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである。具体的には、現在の科学技術水準に照らして、規制委員会の審査に用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか否か、あるいは、当該原子炉施設が同審査基準に適合するとの審議・判断に不合理な点があるか否か、という観点で審理、判断がされるべきである。

現時点では、本件設置変更許可申請に対する規制委員会の安全審査及び処分は未だなされていないが、規制委員会が安全審査に用いる具体的審査基準それ自体に不合理な点がある場合は、原則として規制委員会による適正な審査を期待することができない上、本件設置変更許可申請における諸施設や設備の変更等もかかる不合理な審査基準を想定してなされたものと事実上推認されるから、本件原発が安全性を欠き重大な事故発生 of 具体的危険性が否定できないものとして、その建設及び運転の差止めを認めるべきである。

他方、それ以外の場合には、本件設置変更許可申請に対する規制委員会の安全審査及び処分が未だなされておらず、本件原発が運転を開始する具体的な目途も立っていない現時点において、本件原発に重大な事故発生 of 具体的危険性があると認めることは困難であり、かつ、裁判所が規制委員会の審査に先立って、安全性に係る具体的審査基準に適合するか否かについて審理判断をすべきではないから、裁判所が、安全性に係る現在の具体的審査基準に適合しないとの理由で、本件原発の建設及び運転の差止めを命じることはできない。

2 具体的審査基準の合理性は、最新の科学技術水準を踏まえ、確立された国際基準からみて、原子炉事故等による災害の防止を図る上で合理的といえるか否かという観点から判断すべきであるところ、原告らは、原子力規制委員会設置法の制定及び原子炉等規制法の改正に伴い制定された新規制基準が不合理であると主張するが、個々に検討した結果、いずれも不合理なものであるとはいえない。

3 それ以外の原告らの主張の多くは、具体的審査基準の合理性の問題を離れた本件

原発の危険性を問うものであり、現時点において、かかる理由で本件原発の建設、  
運転の差止めを認めることはできない。

《被告らに対する各慰謝料請求について》

- 1 原告らは、生命、身体に対する侵害への恐怖や不安な気持ちを抱かされない、内心の静穏な感情及び生活が害されないという人格的利益を被侵害利益として主張しているところ、このような主観的利益については、社会通念上容認される限度を超える侵害に限り損害賠償の対象になり得る。
- 2 本件原発は、改正原子炉等規制法の下で規制委員会の許可等を受けない限り、具体的、現実的に設置、運転される見込みはないところ、現時点において、本件設置変更許可申請に対する規制委員会の許可がなされる目途も立っておらず、重大事故の発生により放射性物質が本件敷地外に放出される具体的危険性があるということ  
はできない。

そうすると、原告らの主張する不安等の感情は、現時点においては、極めて抽象的なものにとどまり、社会通念上受忍限度を超えるものとはいえず、原告らに対する法律上保護されるべき法益侵害は未だ生じていないといわざるを得ない。

以 上